令和8年11月5日	第219回社会保障審議会医療保険部会	資料1

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

後期高齢者保険料について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．保険料

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

後期高齢者医療の保険料について

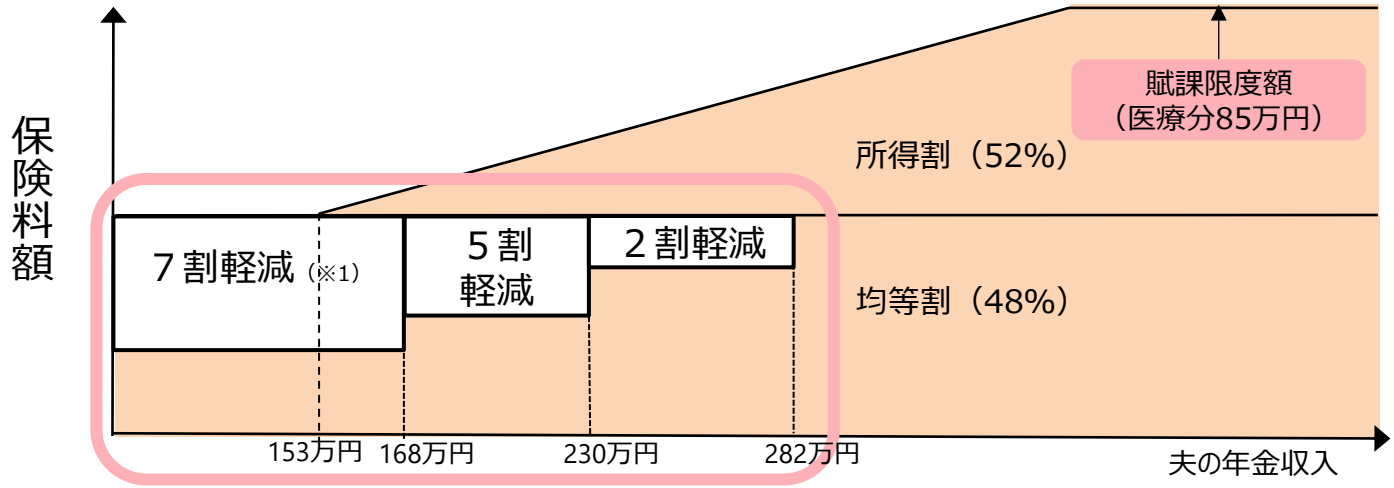
- 被保険者の保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課（２年ごとに保険料率を改定）。
- 保険料額は、**①被保険者全員が負担する均等割**と、**②所得に応じて負担する所得割**で構成される。2026年度(令和８年度）から子ども・子育て支援金制度が施行されたことにより、医療分とは別に子ども分の保険料率を設定。

➢ **①均等割の総額と②所得割の総額の比率**は、**48：52**。

➢ **世帯の所得が一定以下の場合**には、**①均等割の７割／５割／２割を軽減**。

➢ 元被扶養者（※）については、75歳に到達後２年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を５割軽減。②所得割は賦課されない。

※　後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者



令和８・９年度 全国平均保険料率（医療分）	
均等割	所得割
年額56,083円	10.17%
令和８・９年度１人当たり平均保険料額（医療分）	
年額95,875円（月額7,989円）	

※子ども分（令和８年度）
・均等割：年額1,351円　・所得割：0.25%
・1人当たり平均保険料額：年額2,333円
・賦課限度額　：年額2.1万円

（※1）医療分に限り、令和８・９年度は、広域連合の判断により更に0.2割の軽減をすることを可能としている。

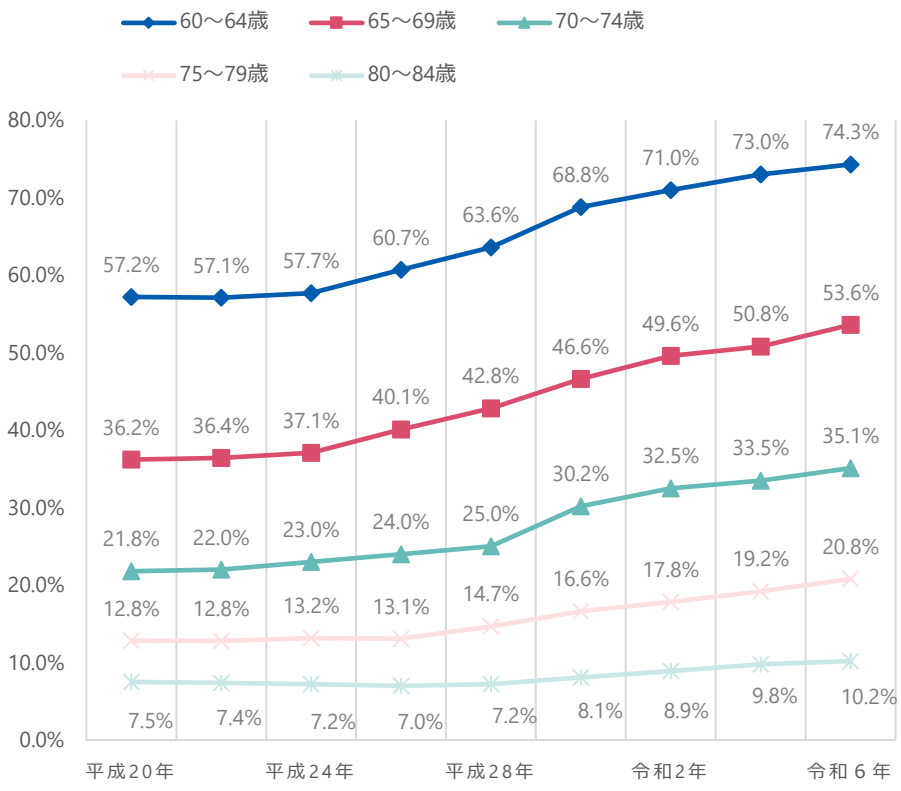
均等割の軽減割合	対象者の所得要件（2026年度（令和８年度））	年金収入額の例	
		夫婦２人世帯（※２）	単身世帯
７割軽減	43万円以下（※３）	168万円以下	168万円以下
５割軽減	43万円（※３）＋　31万円×（被保険者数）以下	230万円以下	199万円以下
２割軽減	43万円（※３）＋　57万円×（被保険者数）以下	282万円以下	225万円以下

（※２）　夫婦二人世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。
（※３）　被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合は、43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）

保険料を巡る状況

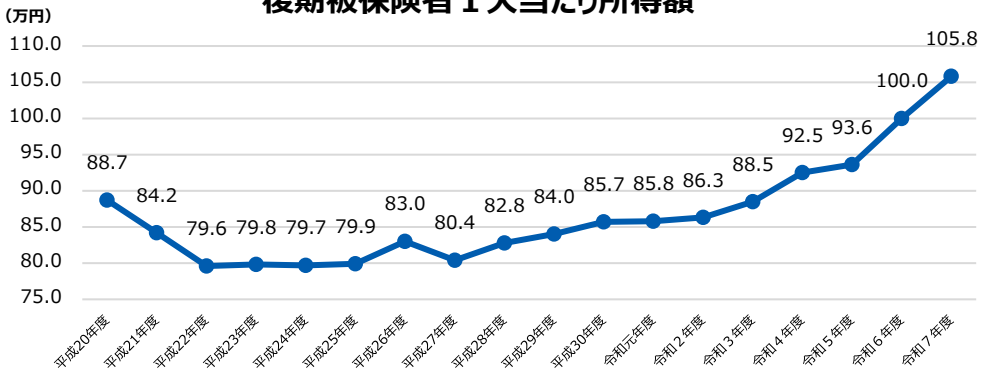
○　高齢者の就業率は上昇傾向にあり、働く高齢者は増加し、後期高齢者の所得も増加している。一方、収入の分布をみると150万円未満の層が約半分を占めており、高齢者間のバラツキは大きい。

高齢者の就業率の推移（2008年（平成20年）以降）



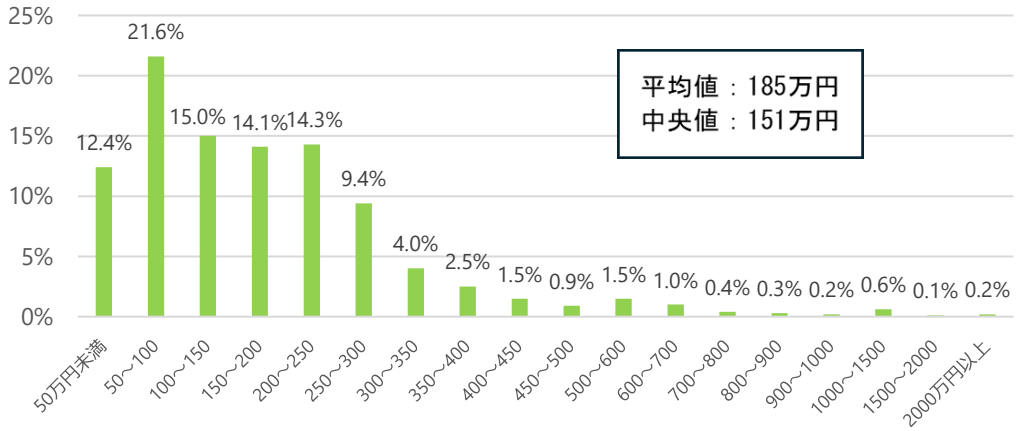
出典：総務省統計局「労働力調査」
※１　年平均の値。
※２「就業率」とは、各年齢階級の人口に占める就業者の割合をいう。

後期被保険者１人当たり所得額



出典：厚生労働省「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」
※１　「所得」とは、前年の１月から12月までの所得であり、収入から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引く等して得られた所得（基礎控除前）をいう。
※２　所得不詳の被保険者を除いて集計している。
※３　令和２年度から令和３年度にかけては平成30年度税制改正による給与所得控除及び公的年金等控除の引き下げの影響に留意。

75歳以上個人の収入額の分布（2024年（令和６年））

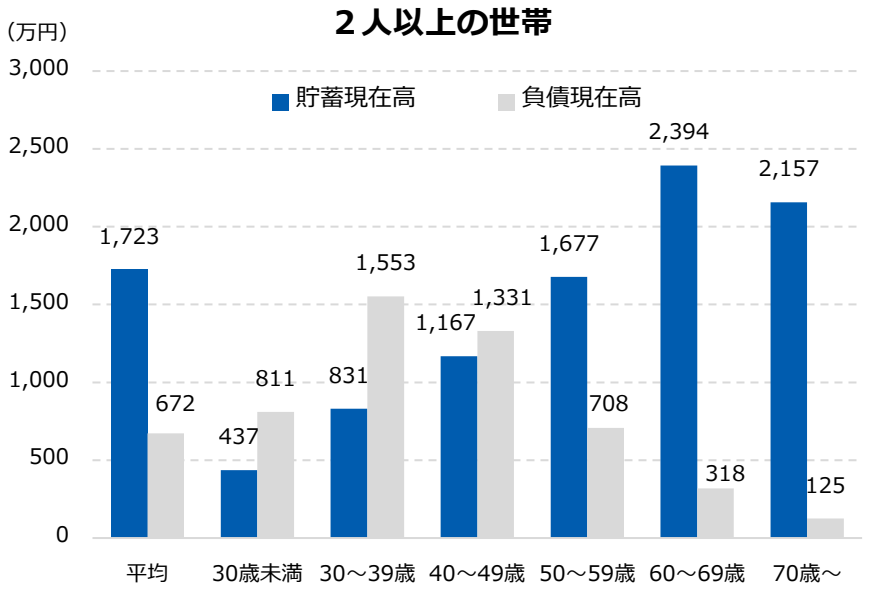


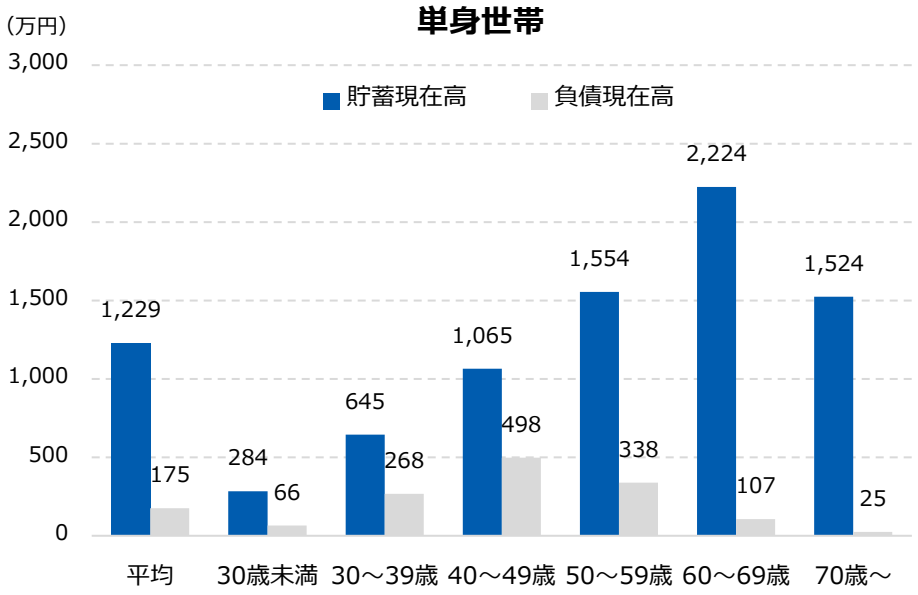
出典：「国民生活基礎調査（抽出調査）　2025年（令和７年）　」
※「収入」は、給与収入、年金等については給与所得控除、公的年金等控除を適用する前の金額。
（事業収入等に係る仕入原価や必要経費は差し引いている）

世帯主の年齢階級別貯蓄・負債現在残高

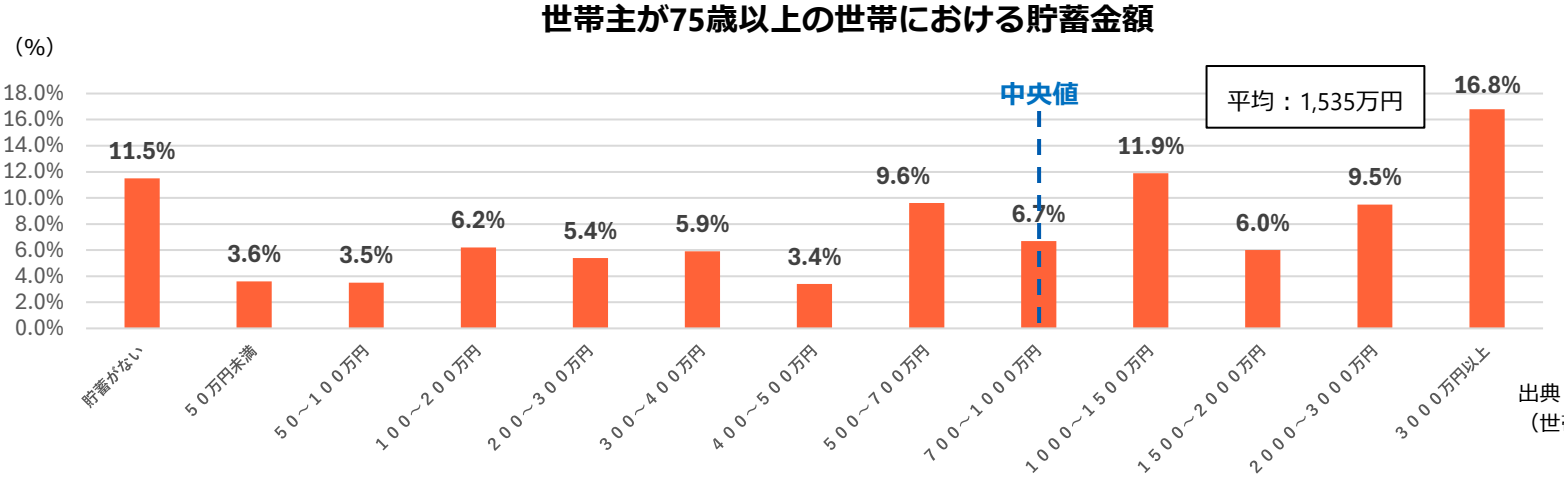
○　貯蓄現在高は、２人以上世帯・単身世帯とも60歳代をピークとする傾向、負債現在高は２人以上世帯は30歳代、単身世帯は40歳代をピークとする傾向となっている。

○　世帯主が75歳以上の世帯の貯蓄金額の分布をみると、４割以上が1,000万円以上である一方、貯蓄がない世帯も11.5%存在する。





出典：総務省「令和６年全国家計構造調査」

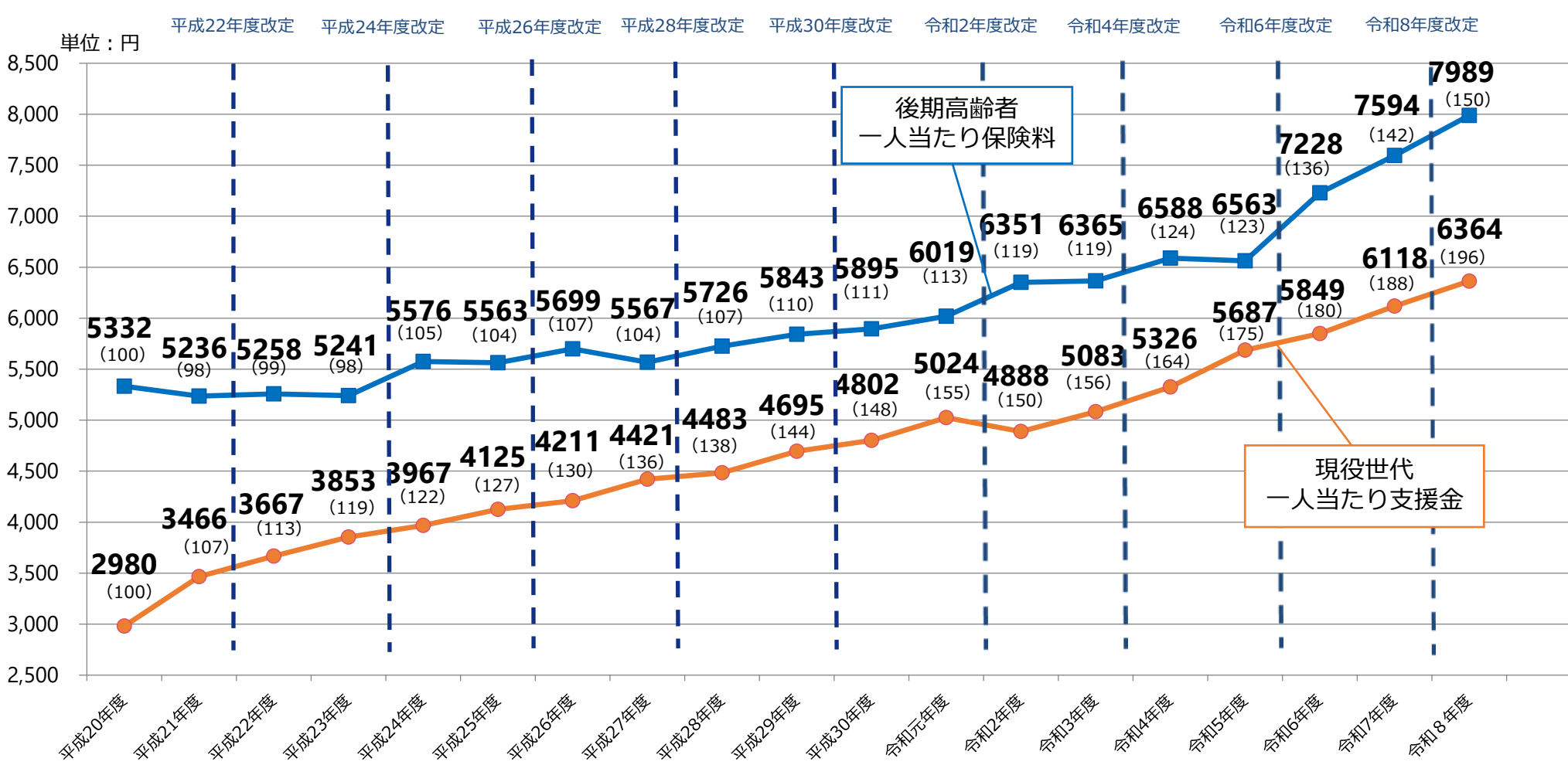


出典：令和７年国民生活基礎調査
（世帯数/総数による算出、不詳除く）

後期高齢者１人当たり保険料、現役１人当たり支援金の推移

○　2024年（令和６年）に保険料の見直しを行ってから、後期高齢者の保険料は上昇している。

○　後期高齢者の医療給付費が増加し、物価・賃金の上昇が続く中では、更なる上昇が予想される。



※　後期高齢者一人当たり保険料額は、平成20～令和7年度は後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告に基づく実績額。令和８年度は、保険料改定時見込み（医療分のみ）。

※　現役世代一人当たり支援金額は、平成20～令和６年度は確定賦課、令和７年度及び令和８年度は概算賦課ベース。

※　現役世代一人当たり支援金額の伸びは、満年度化の影響排除のため、平成20年度の金額に12/11を乗じたものを基準に計算。

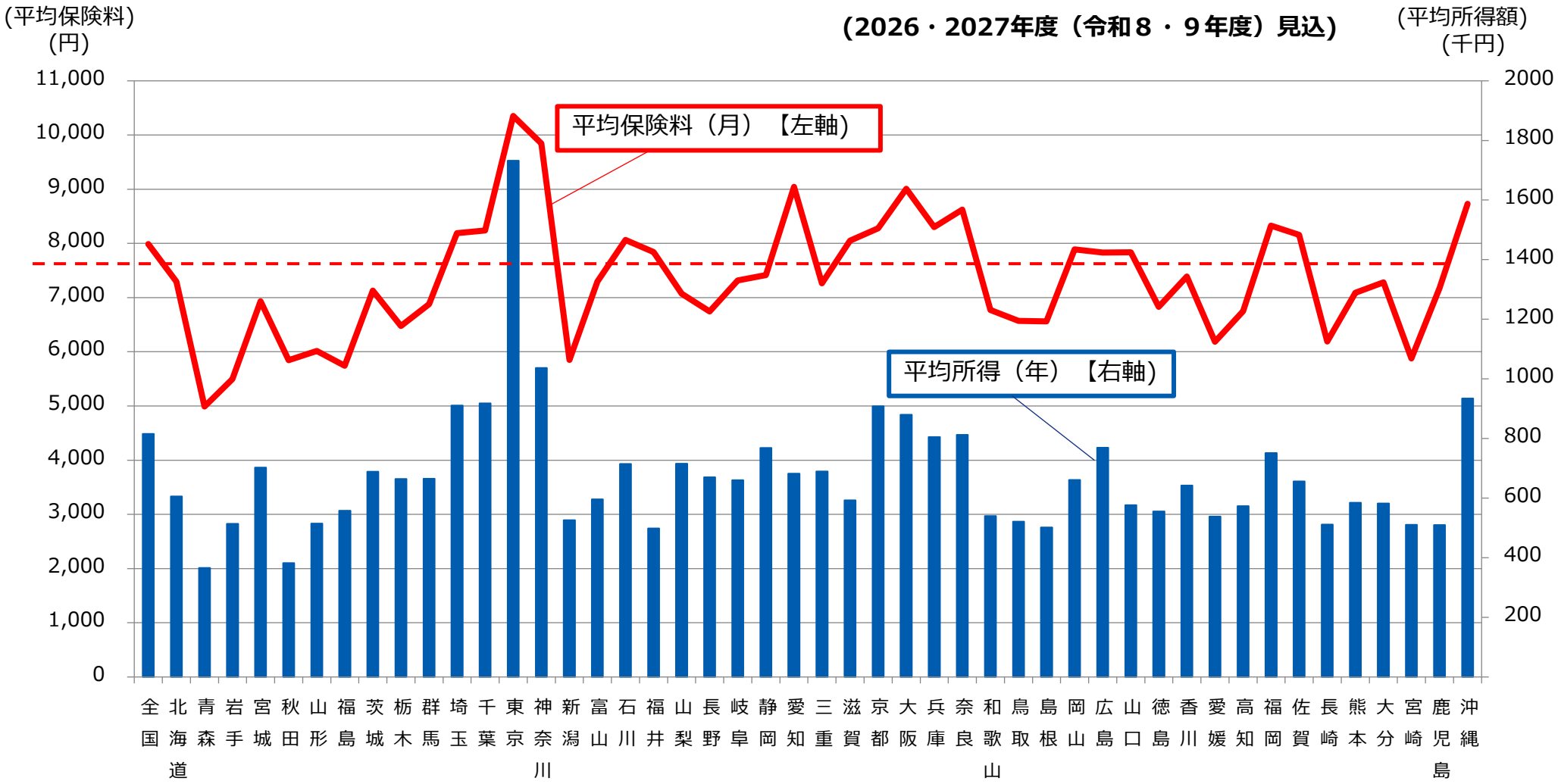
※　平成28年度の現役世代一人当たり支援金額は、平成28年10月以降の適用拡大を含めた金額。

※　（）内の数値は、平成20年度の数値を100とした場合の指数。

後期高齢者医療制度の都道府県別保険料（医療分）

○ 後期高齢者医療制度の全国平均保険料（医療分）は月額7,989円。

○ 所得水準が高い広域連合では、平均保険料額が高い。



※　所得は、保険料率改定時に各広域連合が見込んだいわゆる「旧ただし書き方式」により算定された所得（基礎控除後）

後期高齢者医療の保険料賦課限度額の経緯

【考え方】

- 後期高齢者医療の保険料は均等割と所得割をおおむね半分ずつ賦課しているが、給付と保険料負担のバランスを失すれば被保険者の納付意識に悪影響を及ぼす等の理由から、年間保険料に賦課限度額を設けている。

【経緯】

➢ 制度施行時（2008年度（平成20年度））

- 保険料の賦課について、国民健康保険は世帯単位、後期高齢者医療は個人単位という違い。
- 国保の賦課限度額の水準（平成19年 56万円）を参考に、国保で賦課限度額を負担する層について、後期高齢者になった際、その賦課限度額と同程度までの負担となるよう50万円に設定。

➢ 保険料率改定時（２年毎）

- 国保の賦課限度額引上げの状況、保険料率上昇見込み等を踏まえ、平成24年度に55万円（＋５万円）、平成26年度に57万円（＋２万円）、平成30年度に62万円（＋５万円）、令和２年度に64万円（＋２万円）、令和４年度に66万円（＋２万円）に設定。
- 2023年（令和５年）の制度改正により、2024･2025年度（令和６・７年度）は年額 80万円に設定。 ※激変緩和措置として令和６年度は年額73万円。
- 2026年度（令和８年度）は、医療給付費の増加が見込まれたこと等を踏まえ、年額85万円に設定。

（年度）	H20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 2013	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	R元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)
賦課限度額（万円）	50	50	50	50	55	55	57	57	57	57	62	62	64	64	66	66	80	80	85
賦課限度額超過被保険者割合（%）	1.65	1.52	1.44	1.42	1.36	1.36	1.45	1.42	1.50	1.48	1.31	1.30	1.29	1.25	1.38	1.35	1.38	1.30	－

※　賦課限度額超過被保険者割合：後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告による。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

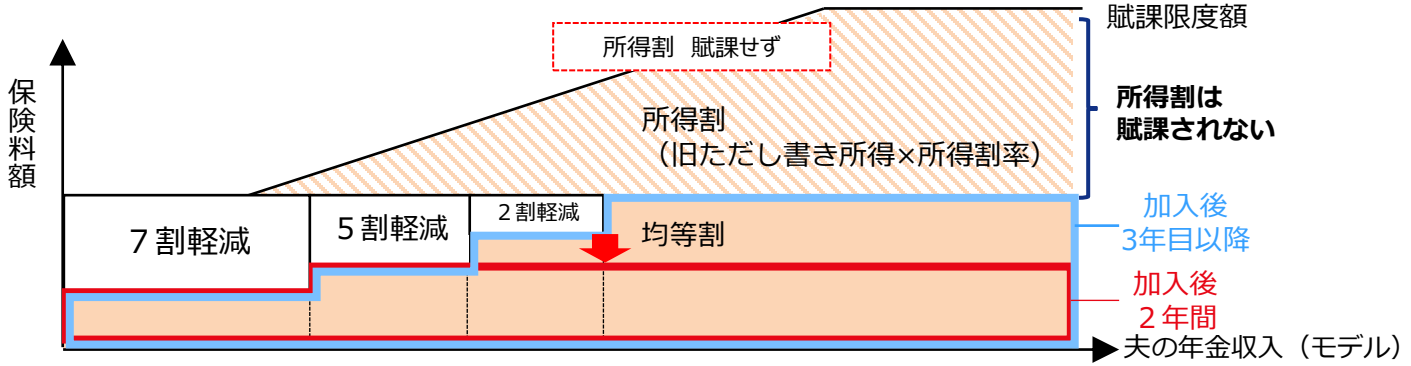
２．元被扶養者に対する軽減特例

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

元被扶養者の保険料軽減措置について

現行制度の概要

○　元被扶養者（後期に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者）は、
①75歳に到達後２年間に限り、所得にかかわらず均等割を５割軽減
②所得割は賦課されない（2006年（平成18年）健保法等改正時に当分の間賦課しないこととされた）



今後の社会保障改革の実施について（２０１６年(平成２８年)１２月２２日社会保障制度改革推進本部決定）

（２）　後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）に関し、（参考）＜医療制度改革＞の（３）のとおり、所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、平成29年度から段階的に本則に戻す。均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとする。また、元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。

（参考）平成29年度予算編成に当たっての財務大臣・厚生労働大臣の合意
＜医療制度改革＞
（３）後期高齢者の保険料軽減特例の見直し
－所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、下記の通り段階的に本則に戻す。なお、均等割の軽減特例の見直しは、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する。また、元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。
・ 所得割の軽減特例を２割軽減、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を７割軽減とする。【平成29年４月施行】
・ 所得割の軽減特例を廃止し、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を５割軽減とする。【平成30年４月施行】
・ 元被扶養者に対する均等割の軽減特例を廃止する。【平成31年４月施行】

（参考）後期被保険者における元被扶養者への保険料軽減措置に係る経緯

2006年（平成18年）健保法等改正時

○　元被扶養者（後期に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者）は、これまで保険料を負担していなかった実態を考慮し、以下の措置を実施。

- 制度加入時から２年間に限り、所得にかかわらず均等割を５割軽減
- 当分の間、所得割は賦課せず

制度創設時（2008年度（平成20年度）～）

○　元被扶養者に対して、制度の円滑な施行の観点から、２年間の軽減措置に加えて、以下の特例措置を実施。

- 平成20年４月～９月の半年間は保険料の徴収を凍結し、
- 平成20年10月～平成21年３月の半年間は、均等割を９割軽減。

○　平成21年4月以降も同様の軽減措置（均等割9割軽減）を継続。

社会保障制度改革推進本部決定（2016年（平成28年）12月22日）

○　元被扶養者に対する軽減特例について、平成29年度から段階的に本則に戻す。

○　元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討。

2017年度（平成29年度）

○　均等割９割軽減を７割に縮小

2018年度（平成30年度）

○　均等割７割軽減を５割に縮小

2019年度（令和元年度）

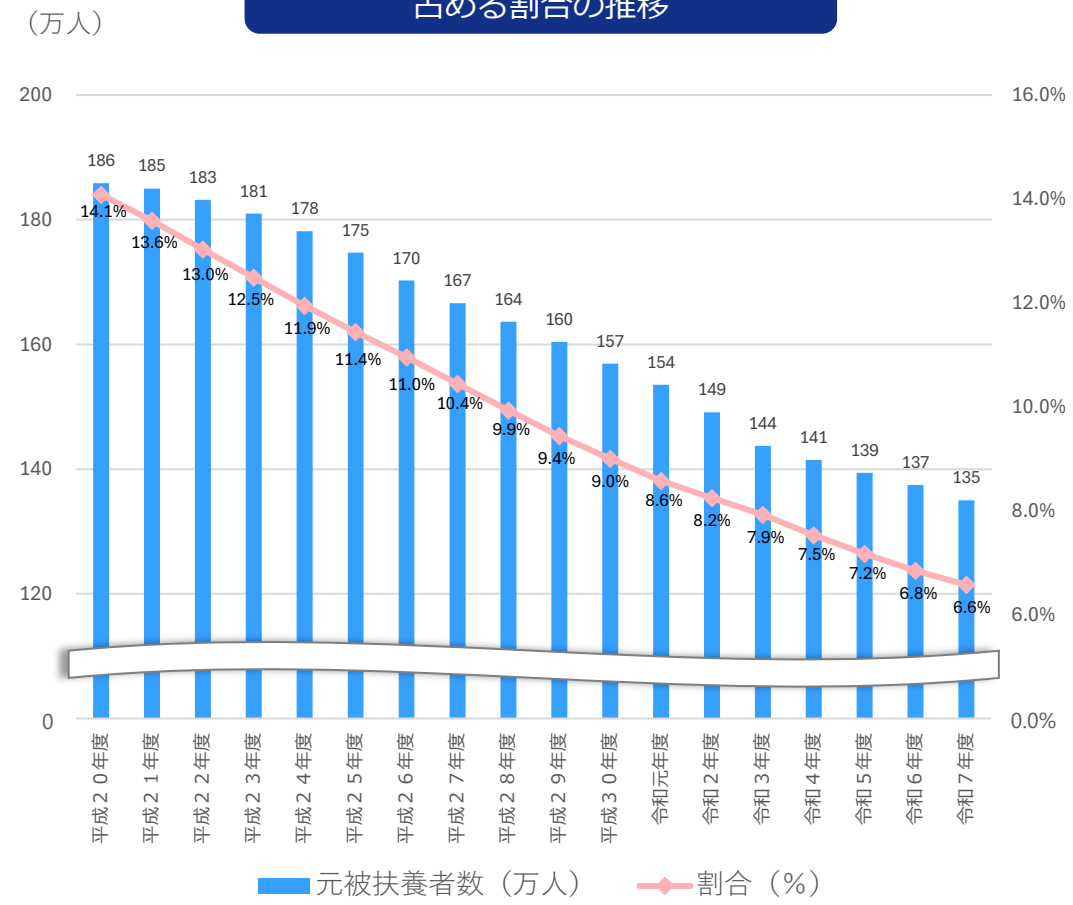
○　均等割５割軽減を制度加入後２年間に限定（本則）※引き続き所得割は賦課せず。

元被扶養者の人数と所得の推移

○ 2008年度（平成20年度）の制度創設以降、後期高齢者医療制度における元被扶養者の人数及び割合は減少傾向。（2025年度（令和７年度）：約135万人（6.6%））

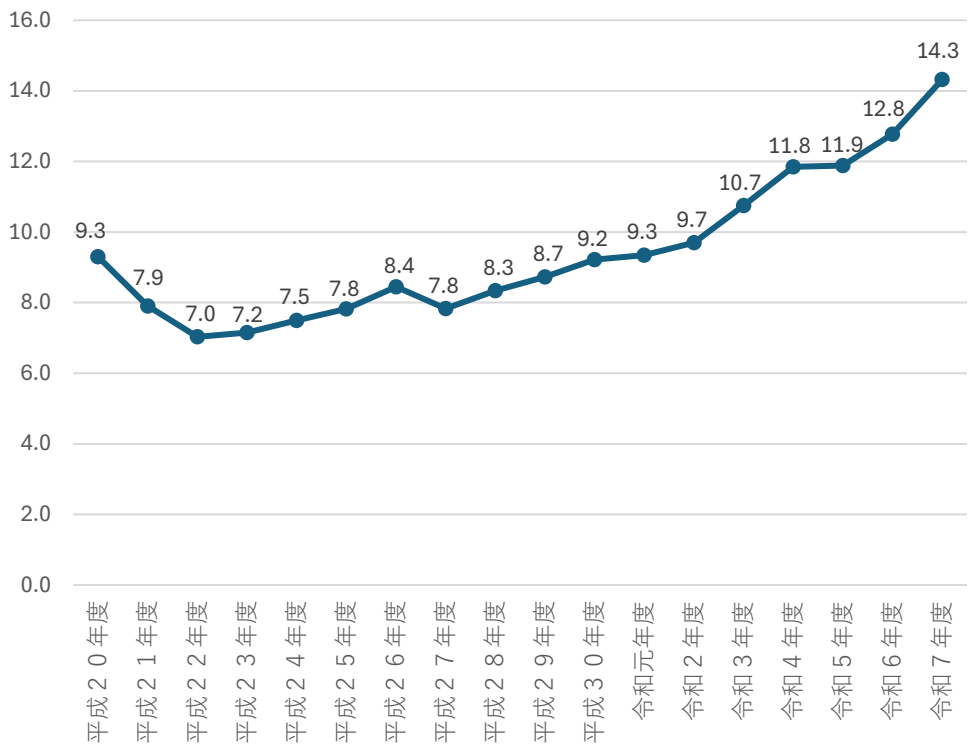
○ 元被扶養者の一人当たり所得は増加傾向。

元被扶養者の人数と後期高齢者全体に占める割合の推移



【出典】厚生労働省「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」

元被扶養者の一人当たり所得の推移



【出典】厚生労働省「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」

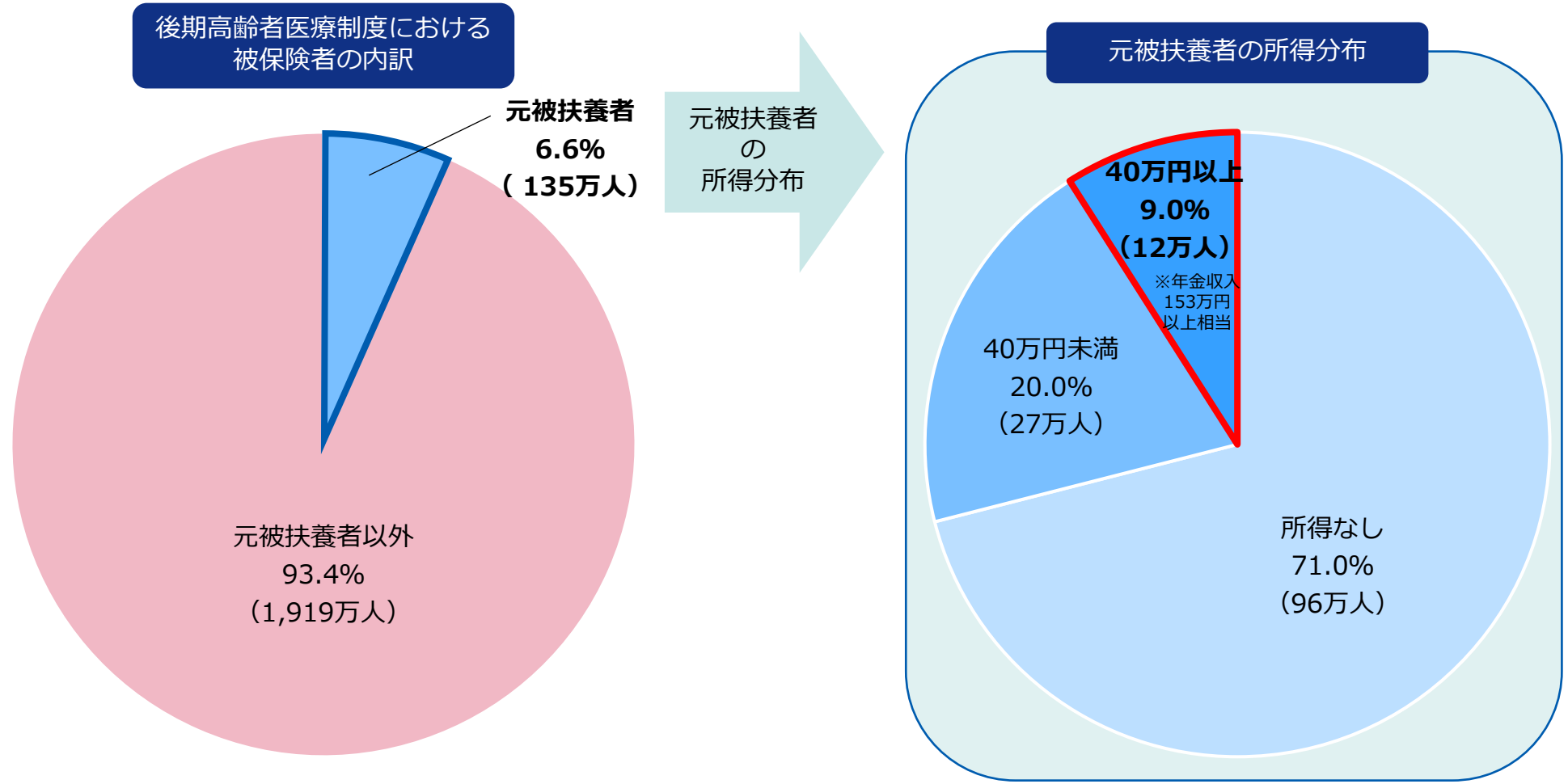
※１　「所得」とは、前年の１月から12月までの所得であり、収入から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引く等して得られた所得（基礎控除前）をいう。

※２　所得不詳の被保険者を除いて集計している。

※３　令和２年度から令和３年度にかけては平成30年度税制改正による給与所得控除及び公的年金等控除の引き下げの影響に留意。

元被扶養者の所得分布（所得割関係）

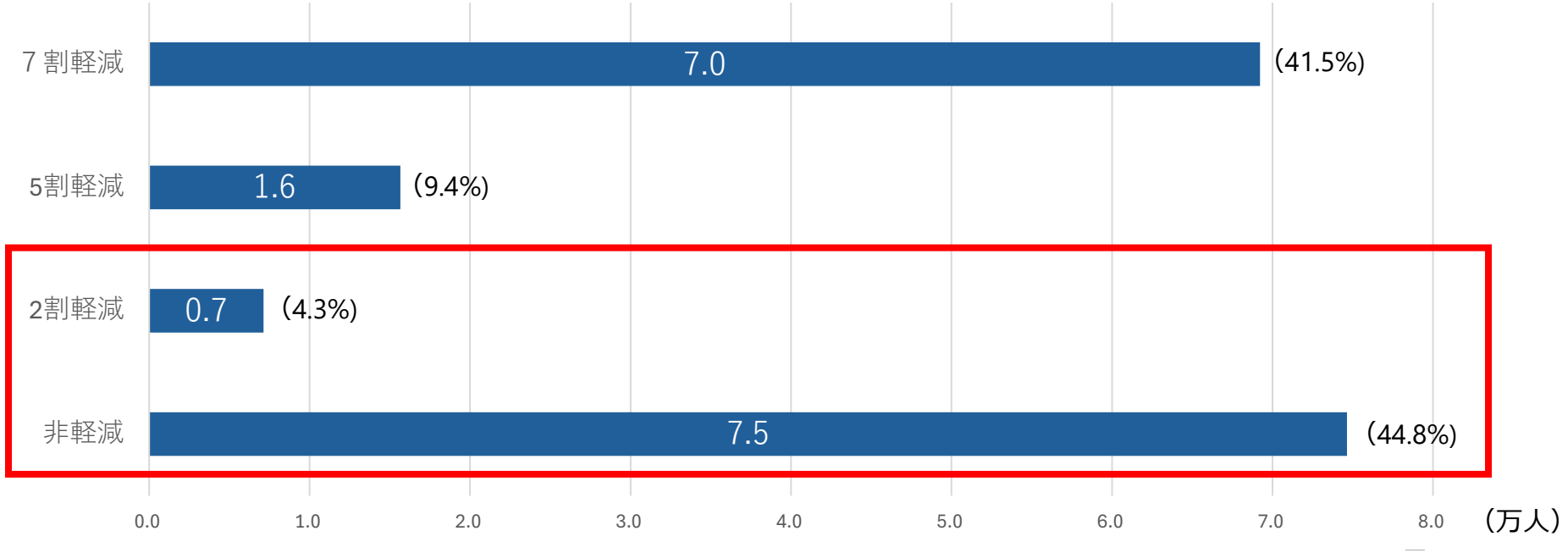
○　2025年度（令和７年度）時点で被保険者約2,054万人のうち約135万人（約７%）が元被扶養者。
○　そのうち特例により所得割が賦課されていない元被扶養者の割合は12万人程度（被保険者のうち約0.6%）。



【出典】厚生労働省「令和７年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」
※１　「所得」とは、前年の１月から12月までの所得であり、収入から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引く等して得られた所得（基礎控除前）をいう。
※２　所得分布は所得不詳の被保険者を除いて集計している。

加入後２年以内の元被扶養者の状況（均等割関係）

○　加入後２年以内の元被扶養者（約16.7万人）のうち、特例により均等割５割軽減となっている者は約49.1%



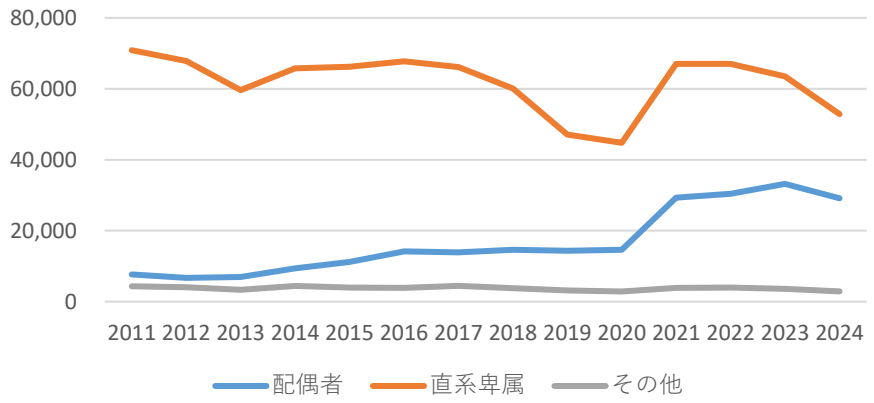
出典：2025(令和７)年度後期高齢者被保険者実態調査の特別集計

被保険者に占める元被扶養者の割合等

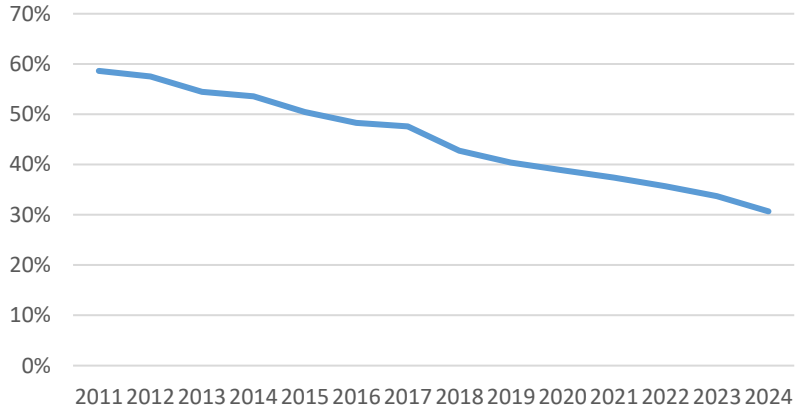
○　被用者保険において74歳の被扶養者を扶養する被保険者の属性（続柄）をみると、被扶養者の直系卑属（子、孫等）が最も多く、近年は、被扶養者の配偶者が増加傾向。

○　被用者保険の74歳の加入者のうち、被扶養者の割合は減少傾向。

74歳被扶養者を扶養している被保険者数

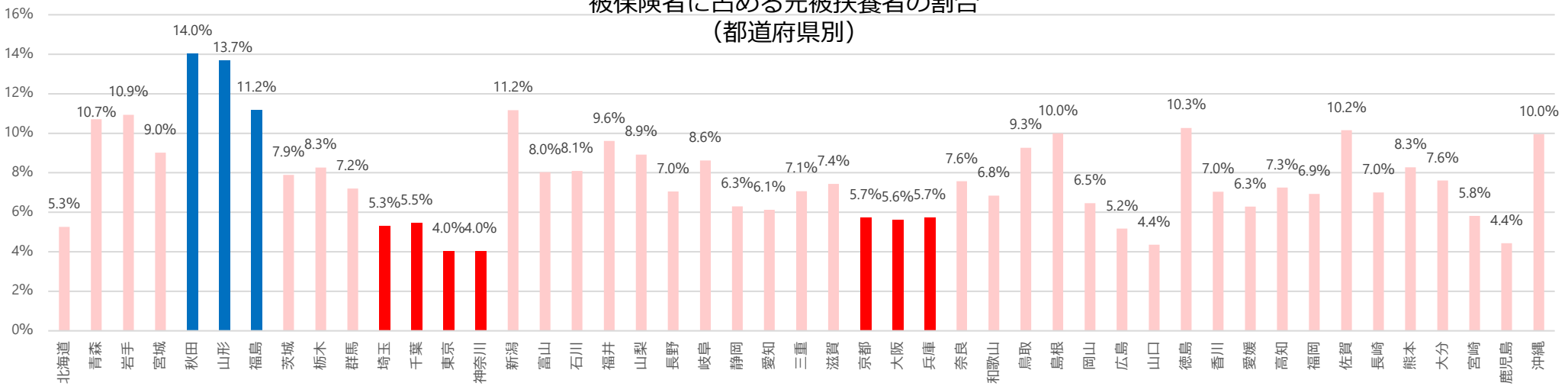


74歳のうち被扶養者の割合



○　被保険者に占める元被扶養者の割合は、比較的都会ほど小さく、地方の一部（特に東北）において高い傾向。

被保険者に占める元被扶養者の割合
（都道府県別）



【出典】（上図）厚生労働省「健康保険・船員保険被保険者実態調査」の特別集計、（下図）厚生労働省「令和７年度後期高齢者被保険者実態調査」の特別集計
（注）上図は、組合健保と協会けんぽ（一般）の計である。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

３．論点

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

論点

【保険料】

○　就業率の上昇等に伴い高齢者の平均所得が増加。また、高齢者は貯蓄残高は大きい。一方、貯蓄のない世帯も一定割合存在しているほか、近年は物価上昇にも直面している。

○　後期高齢者の医療給付費が増加し、物価・賃金上昇が持続する中で、後期高齢者の保険料についてどう考えるか。例えば、所得が増加していることを踏まえ一定のルールで賦課限度額を引上げたり、低所得者の軽減措置についてきめ細かいものとするなど、保険料の見直しについてどう考えるか。

【元被扶養者に対する軽減特例】

○　元被扶養者に対しては、それまで保険料を負担していなかった実態を考慮し、2008年（平成20年）の後期高齢者医療制度創設時から所得割・均等割の軽減特例に加え、均等割の特例措置を行った。その後、均等割の特例措置については2017年度（平成29年度）から段階的に縮小してきたところ。

○　後期高齢者医療制度加入時に被用者保険の元被扶養者でない者との公平性や、後期高齢者医療制度創設から18年が経過し、制度が定着していることを踏まえ、元被扶養者に対する軽減特例の役割・在り方についてどのように考えるか。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

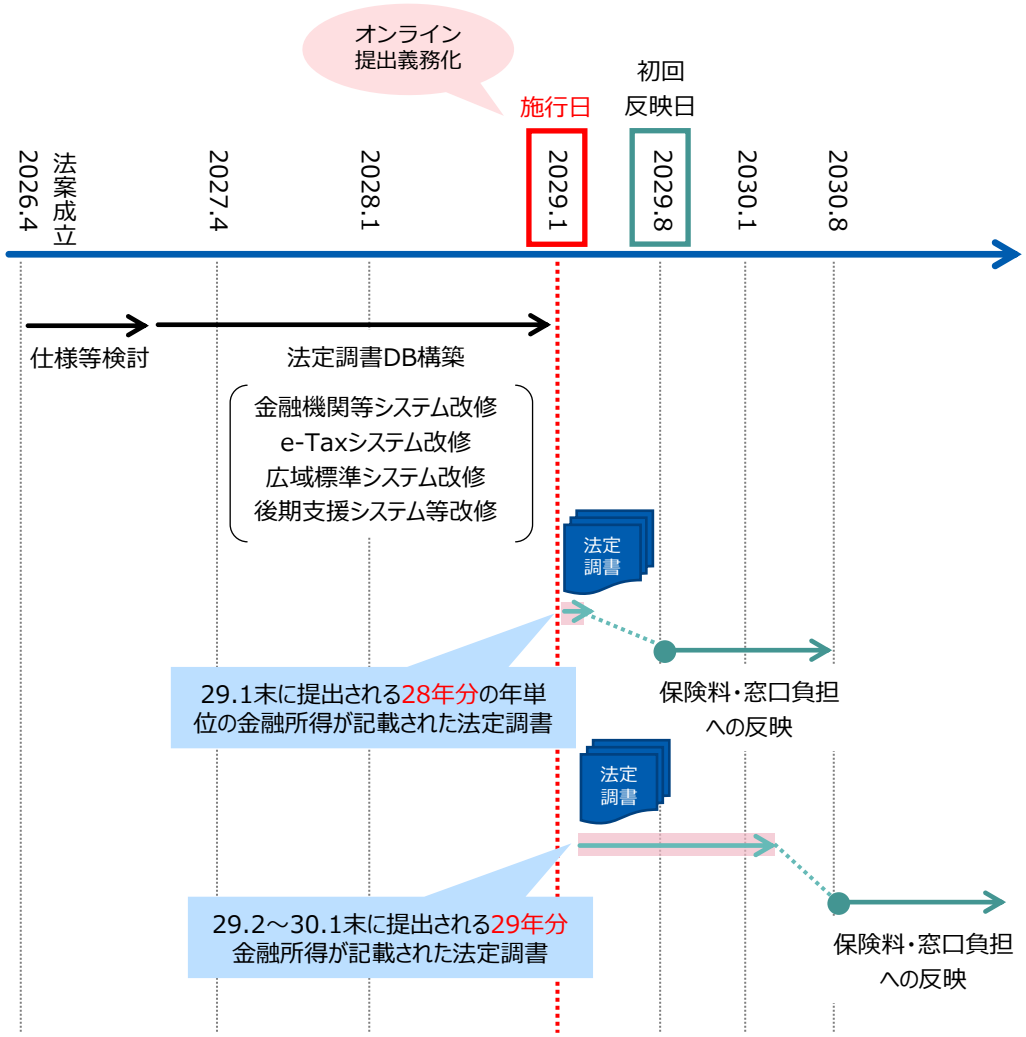
参考資料

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

後期高齢者医療制度における金融所得の保険料等への反映スケジュール

令和８年10月16日
第218回社会保障審議会
医療保険部会
資料３

●オンライン提出義務化と窓口負担への反映のイメージ



※2030年８月以降はすべての法定調書の金融所得を反映

●法定調書の種類と提出期限

名称	提出期限
特定口座年間取引報告書	翌年1/31
利子等の支払調書	翌年1/31
国外公社債等の利子等の支払調書	翌年1/31
名義人受領の利子所得の調書	翌年1/31
配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書	1か月以内
国外投資信託投資等又は国外株式の配当等の支払調書	1か月以内
投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書	1か月以内
オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	1か月以内
配当等とみなす金額に関する支払調書	1か月以内
名義人受領の配当所得の調書	翌年1/31
信託の計算書	翌年1/31

29.1末に提出される「年次提出分」を29.8から窓口等へ反映
※　枚数ベースで約８割

後期高齢者医療制度の令和８・９年度の保険料率等（医療分）

令和８年10月１日
第217回社会保障審議会
医療保険部会
資料2－1

	均一保険料率（年額・率）				被保険者一人当たり平均保険料額（月額）	
	令和６・７年度		令和８・９年度		令和６・７年度	令和８・９年度（見込）
	被保険者均等割額（円）	所得割率（%）	**被保険者均等割額（円）**	**所得割率（%）**	保険料額（円）	**保険料額（円）**
全国	50,389	10.21	**56,083**	**10.17**	7,411	**7,989**
北海道	52,953	11.79	**59,963**	**11.61**	6,674	**7,295**
青森県	46,800	9.90	**50,500**	**9.00**	5,126	**4,990**
岩手県	43,800	8.53	**48,800**	**8.50**	4,873	**5,496**
宮城県	47,400	9.28	**52,200**	**9.12**	6,459	**6,933**
秋田県	45,260	9.02	**55,996**	**9.73**	4,684	**5,847**
山形県	47,600	9.43	**52,500**	**9.63**	5,452	**6,014**
福島県	45,900	8.98	**49,000**	**9.24**	5,441	**5,744**
茨城県	47,500	9.66	**49,500**	**9.32**	6,839	**7,128**
栃木県	45,600	8.84	**49,100**	**9.00**	6,120	**6,476**
群馬県	49,100	10.07	**54,600**	**9.78**	6,576	**6,877**
埼玉県	45,930	9.03	**52,370**	**9.49**	7,310	**8,189**
千葉県	43,800	9.11	**51,000**	**9.40**	7,386	**8,237**
東京都	47,300	9.67	**53,300**	**9.88**	9,697	**10,352**
神奈川県	45,900	10.08	**52,531**	**10.30**	9,055	**9,842**
新潟県	44,200	8.61	**49,200**	**8.61**	5,277	**5,852**
富山県	46,800	8.82	**55,800**	**10.19**	6,148	**7,296**
石川県	50,760	9.88	**57,300**	**11.14**	6,731	**8,065**
福井県	49,700	9.70	**54,140**	**10.83**	6,799	**7,840**
山梨県	50,770	11.11	**52,610**	**9.44**	7,320	**7,070**
長野県	44,365	9.45	**48,827**	**8.80**	6,304	**6,745**
岐阜県	49,412	9.56	**55,385**	**9.71**	6,679	**7,317**
静岡県	47,000	9.49	**51,100**	**9.35**	7,039	**7,415**
愛知県	53,438	11.13	**56,130**	**10.48**	8,941	**9,045**
三重県	48,903	9.82	**54,843**	**9.53**	6,748	**7,263**
滋賀県	48,604	9.56	**55,380**	**10.13**	7,122	**8,051**

後期高齢者医療制度の令和８・９年度の保険料率等（医療分）

令和８年10月１日
第217回社会保障審議会
医療保険部会
資料2－1

	均一保険料率（年額・率）				被保険者一人当たり平均保険料額（月額）	
	令和６・７年度		令和８・９年度		令和６・７年度	令和８・９年度（見込）
	被保険者均等割額（円）	所得割率（%）	被保険者均等割額（円）	所得割率（%）	保険料額（円）	保険料額（円）
全国	50,389	10.21	56,083	10.17	7,411	7,989
京都府	56,340	10.95	59,590	10.15	7,907	8,280
大阪府	57,172	11.75	64,931	11.51	8,277	9,010
兵庫県	52,791	11.24	58,427	10.77	7,989	8,301
奈良県	51,500	10.55	57,100	10.63	7,990	8,622
和歌山県	54,428	11.04	58,748	10.36	6,492	6,770
鳥取県	52,138	10.64	52,138	10.64	6,266	6,568
島根県	50,160	10.08	57,170	10.02	5,949	6,561
岡山県	50,200	10.49	60,100	10.88	6,916	7,891
広島県	49,621	9.63	55,090	9.93	7,103	7,831
山口県	57,012	11.52	63,513	11.36	7,212	7,836
徳島県	56,311	10.55	60,976	10.91	6,308	6,829
香川県	54,000	10.41	58,000	9.93	6,998	7,388
愛媛県	51,930	10.16	55,630	9.79	5,919	6,186
高知県	56,000	10.78	60,400	10.31	6,309	6,747
福岡県	60,004	11.83	66,340	11.70	7,783	8,330
佐賀県	57,100	11.09	68,700	11.79	6,770	8,159
長崎県	52,400	10.31	56,200	9.59	5,938	6,192
熊本県	58,000	10.98	63,000	11.06	6,407	7,088
大分県	59,200	11.55	64,200	11.25	6,740	7,283
宮崎県	51,700	10.08	56,300	10.08	5,517	5,875
鹿児島県	59,900	11.72	69,800	11.72	6,241	7,174
沖縄県	56,400	11.60	61,000	10.81	8,439	8,731

○　令和８・９年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。
○　令和６・７年度の被保険者一人当たり平均保険料額（実績）は、「後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」（厚生労働省保険局）より算出。(令和７年度は速報値)
○　基礎年金受給者（年金収入84万円）については、均等割７割軽減に該当する（令和８・９年度は、7割軽減に加えて更に0.2割軽減することを可能としている）。